

住民として地方の政治を考えよう

～「対立と合意」の視点から 現代社会をとらえる授業実践例～

茨城県公立中学校教諭

はじめに

新学習指導要領社会科の公民的分野においては、政治や経済などについての見方や考え方の基盤となる概念的枠組みを形成するため、「対立と合意」、「効率と公正」などを取り上げ、現代社会をとらえる「見方や考え方」の基礎を養う学習を重視することとし、内容の(1)の「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」が設けられている。さらには、内容の(1)のイを以後の学習に活かすよう内容を4つの大項目、8つの中項目から構成し、内容の(2)(3)(4)の学習においては、対立と合意、効率と公正などの見方や考え方をを用いて、政

治、経済、国際関係に関する諸事象をとらえさせ、これらの見方や考え方を深めるとともに、諸事象の理解を一層深めるようにされている。

社会は、様々な考えをもつ人が集団の中で生活しており、当然、人権の衝突や対立が発生する。社会生活を円滑にするためには、対立をそのままにせず、お互いが納得するように合意していく必要がある。現代社会の見方や考え方を養うとは、そのような物事の決定までの過程の中で自分は何のような判断ができるのか、判断の根拠となることを選び明確に示せるのか、また、決まりを守る責任とはどういうことなのかを理解することである。

この「対立と合意」、「効率と公正」については、

3 住民として地方の政治を考えよう

① 地方自治と民主政治

地方自治のしくみ

地方公共団体は、自分たちの責任で地方の政治を進めます。役割を決めることが大切です。

下の図のように住民の生活に直接かわかる問題では、住民のいろいろな意見や、住民どうして話し合われた解決のための提案を生かす必要があります。この場合は、住民の代表者(町長と町議会)が解決案を提案したり、審議したり、実行したりすることになります。

地方自治の政治のしくみには、**参事制定の議決**、**議会の解散**、**議決などの直接民主制**と、代表者を選んで政治をまかせる**間接民主制**があり、その二つのしくみを取り入れています。

ここで、この問題について議会で審議が行われました。

A地区にだけ問題があるから、

賛成	反対
11	4

この結果、A地区の議決は賛成多数で決まりました。これはA地区住民の大多数の意見を反映した結果です。

このようにしてA地区の問題は解決したのですが、A地区の住民は、このようなことを考え、町に審議しようとしています。

地方自治をささえる民主政治

私たちの住んでいる地域の政治は、市町村や都道府県などの地方公共団体(地方自治体)によって行われます。それは、上の図のごみ処理増設にみられるように、その地域に住む住民自身がみんなで問題を解決するという、「民主政治の原則=地方自治の原則」にもとづいてなされます。地方公共団体の仕事は私たちの生活に密接に関わっているため、住民の意思を反映し、地域の事情に合わせて行われる必要があるからです。日本国憲法も、住民が積極的に地方政治に参加することを求めています。

地方自治は、住民参加のもと身近な地域の問題の解決をめざすことから、**民主主義の学校**といわれることもあります。

「私たちと現代社会」で取り上げるだけでなく、4つの項目すべてで重視され、身近な社会事象の意味やつながりの解釈に生かしていく「現代社会をとらえる概念的な枠組みの基礎」とされている。

2 単元の構想

地方自治は「民主主義の学校」というように、「国民主権」の政治をより身近に実践していくことができる場である。地域社会における住民の生活や福祉の向上は、住民の自発的努力によって実現するものであり、住民の参加による自治に基づくものである。教育、ごみ処理、消防、水道事業、福祉事業等、地方の政治で担当していることは、生徒の日常生活に直結しているものが多い。単元の学習を通して、地方自治の仕組みや役割をつかむと同時に、住民としての立場やあり方を学び、社会への関わりや自治意識の基礎を養い、民主主義社会に生きる国民として政治参加の大切さに気づかせ、その意義をとらえさせることができる単元であると考えられる。

生徒は、様々な考えをもつ社会集団の中で、お互いの考えや立場を尊重しながらも、社会の様々な問題に対して主体的に関わり、自らの意思で考え、実践する主権者としての資質を備えていく必要がある。そこで、本実践においては、「対立と合意」という視点から、身近な紛争状況の解決策を体験的に作成していく学習活動を取り入れたい。解決策づくりの過程においては、生徒がそれぞれに合理的な意見を持ち、生徒間の討論を経た合意形成に基づいて紛争を解決することが必要となるが、これらの活動を通して、対立する紛争状況を解決していくためには、様々な考えをもつ人々がそれぞれ自分の意見を説明し十分な話し合いを行って、互いが納得して合意できる内容にしていく努力が必要であることに気づかせていきたい。さらには、そうして合意を得られた内容（条例などのルールや規則）に

ついては、互いが責任をもって守ることが大切であることにも気づかせていきたい。

「中学生の公民
初訂版」p.115



▲ ④ごみのポイ捨て・歩きたばこの禁止を示すステッカー

3 授業の実際

1) ごみ処理場をどこに？

導入の段階では、教科書「中学生の公民初訂版」p.112のごみ処理場建設決定までの過程を、A・B・C地区の住民、町長のそれぞれの立場になって、グループごとに話し合う役割演技を取り入れた。話し合う視点がより明確になるよう、教科書の内容を少しアレンジし、それぞれの地区の状況を次のように細かく設定した。

< A地区について >

面積は最も広く、緑の多い自然豊かな地区である。地区内にある自然公園は、休日には家族連れでにぎわっている。

< B地区について >

面積は最も狭いが、住宅が密集しているため人口が最も多く、ごみの排出量も最も多い地区である。

< C地区について >

面積はA地区とB地区の中間くらいであるが、商店や学校などが集まるなど〇〇町の中心となっている地区である。

また、町長の主張として、新しいごみ処理場ができることによって得られる〇〇町としての公共の利益を以下のようにまとめ、提示

した。

<新しいごみ処理場ができることでのメリット>

- ・これまでよりも高温で焼却するため、ダイオキシンなどの有害な物質が出なくなる。
- ・焼却による熱を利用した温水プールや発電した電気は、〇〇町で利用できる。
- ・統廃合されるため、人件費を含めたごみ処理にかかる経費が少なくなる。

まず、それぞれの地区の住民に扮した生徒が、お互いに自分たちの地区の状況を説明し、地区内にごみ処理場を建設するのは困難であることなどを主張し合った。A地区の住民の立場の生徒からは、「貴重な自然環境を守るためにA地区には建設しないでほしい」。また、B地区の生徒からは「土地が狭いので、ごみ処理場を建設する土地がないし、人口が多いので臭気や煙等の被害が出たら困る」。C地区からは「学校が多いので、〇〇町の将来を担う子どもたちの体に悪い影響があっては困る」などの意見が出された。

続いて、第2時では、この問題について議会で審議することにした。議会に参加したのは〇〇町（ここでは学校）の代表であるクラスの生徒全員である。学級委員長が議会の議長となり、話し合いを進めた。それぞれの地区の状況をもとに審議が行われ、多数決によってA地区に処理場が建設されることが決定した。

<有効投票数22>

A地区に建設	B地区に建設	C地区に建設
11	4	7

その後、A地区の住民に納得してもらえるように、A地区住民への補償について審議し、

次のような提案をすることとした。

<A地区の住民への補償>

- ・処理場は、人家や自然公園から離れた場所に建設する。
- ・臭いや有害な物質を出さないよう努力する。
- ・焼却による熱で発電した電気を格安で利用できる。
- ・焼却による熱を利用した温水プールを無料で利用できる。

そして、議会で出された案を、第1時のグループに返し、町長から各地区の住民に説明する会議をグループごとに開いた。町長からは、ごみ処理場の建設地が、多数決によってA地区に決定したこと、A地区の住民に対して補償する内容についての説明がされた。A地区の住民の立場をとる生徒の中には、不満の声を漏らす者もいたが、〇〇町全体の利益を考え、「町全体のことを考えたらやむを得ない。譲らなければならないところは譲らないと。」と、自分たちの利益や権利を主張するだけではなく、みんなの利益・公益を考えて意見を述べる生徒も見られた。

【生徒の感想から】

- ・人が対立した場合には、しっかり話し合うことが大切。自分の意見をしっかり言うことも大切。
- ・それぞれが、自分の意見を主張するだけでは話が進まない。相手のことや、自分を含めたみんなのことを考えることも大切。
- ・みんなが気持ちよく生活するためには、お互いに譲歩し合うことも必要になってくる。

授業後の振り返りでは、合意することの難しさや、そこに至るまでの社会背景についても考えなければならないといった意見も見られ、それぞれがもつ権利の対立についての視野が広がっていったことがうかがえた。また、どちらか一方の立場を主張するだけでは対立は合意できず、ある程度譲り合うことも必要という意見が多く見られた。

また、町の政策決定が、住民の代表からなる議会の多数決によって決まっていくしくみを体験的に理解することもできたようであった。

2) 自分たちの町で条例をつくるには？

追究の段階では、ごみ処理場の建設地に決定したA地区の住民が、「ごみ条例制定を求める署名運動をはじめた」との教科書の記述をもとに、「条例は、どのようにして制定されるのか」「ひたちなか市には、どのような条例があるのか」「わたしたちも、ひたちなか市に新しい条例を提案しよう」などが、学習課題として生徒から挙げられ、条例の作成を足がかりとして、地方自治の政治の仕組みや内容、地方公共団体の仕組みや仕事、財政や市町村合併等の課題について調べを進めていった。

3) 条例をつくらう！

まとめの段階では、これまでの学習を踏まえて、自分たちの住むひたちなか市に提案するための条例をつくることになった。行政・企業・住民など様々な立場に立って作成した条例を「対立と合意」の視点から吟味・分析するために、以下のような手順で行った。

- ① 地域住民の立場に立って条例を作成し、個人で作成した条例をグループ内で発表し合い、グループとして一つの条例を作成する。

- ② 各班で出された条例と、教師が作成した行政側の立場に立った条例を比較検討し、ひたちなか市が抱える課題解決に向け互いに納得できる条例を考える。

- ③ 既存の条例の中で、自分たちの考えた課題と同様のものを取り上げているひたちなか市の条例、条件の異なった都市の条例を比較し、共通点、相違点をまとめる。

- ④ 自分のつくった条例にとらわれず、住民・行政・企業など様々な立場に立って、自分たちの都市の課題を解決するうえで最も適した条例を考え、条例を改善する。

4 おわりに

地方自治を教科書だけで学習していくと、断片的、抽象的な語句の暗記に陥ってしまう生徒も出てくる。できるだけ、具体的で身近な事実を提示し、教科書の内容と自分たちの生活とが結びついていることを実感させるような工夫が必要である。導入の段階で、自分たちの住む市町村のホームページから「市長（村長・町長）のあいさつ」を見るだけでも、市政に対する親しみを高めることができる。また、ホームページには、より住みよいまちづくりのために、広く市民から提案を受け、市政に対する意見を求めるページを掲載している市町村も多い。メールを通して自分たちの意見や要望を送ることで、自分たちも地方自治に参加しているというような実感を得ることもできる。創意工夫ある授業を展開していくことが重要になってくる。